

# 7

## エレベーターその他の昇降機

### 整備の基本的な考え方

- エレベーターは、車椅子利用者等にとって最も円滑に垂直移動できる設備である。設置にあたっては、利用しやすくわかりやすいよう、設置場所等を検討する。また、視覚障害者や聴覚障害者の円滑な利用に配慮した案内や情報提供のための設備を設ける。
- 百貨店、集会施設、劇場など同時に多数が利用するエレベーターは、車椅子利用者等が円滑に利用できるよう、台数を増やしたり、籠面積が大きなエレベーターを採用する。また、病院、福祉施設、共同住宅等では利用特性に配慮した籠形状を検討する。
- エレベーターの制御装置(特に緊急通報ボタン)は、車椅子利用者、子ども、視覚障害者、高齢者等の利用に配慮する。
- 乗降ロビー、エレベーターの設計では、車椅子利用者への配慮のほか、視覚障害者・聴覚障害者への情報提供に配慮する。
- (1)は対象施設における移動等円滑化経路内のエレベーターの整備基準、(2)は(1)の対象施設以外の施設における努力規定、(3)は移動等円滑化経路内の特殊な構造の昇降機の整備基準、(4)は全てのエスカレーターのエレベーターの整備基準について定めている。

整備基準	解説	望ましい水準
<p>(1)別表第1の1、2、3((1)の施設に限る。)、4((1)から(3)までの施設に限る。)、11((1)の施設に限る。)及び12に掲げる公共的施設、用途面積が50㎡以上の同表の11((2)の施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が300㎡以上の同表の4((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が500㎡以上の同表の3((2)の施設に限る。)、8((5)、(9)及び(11)の施設を除く。)及び11((3)の施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が1,000㎡以上の同表の7、8((9)及び(11)の施設に限る。)、9((1)の施設に限る。)及び11((4)から(7)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が1,000㎡以上で4階以上の階を有する同表の9((2)の施設に限る。)、10、11((8)の施設に限る。)及び13に掲げる公共的施設にあっては、移動等円滑化経路を構成するエレベーター((2)及び(3)に規定するものを除く。以下(1)において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に定める構造とすること。</p>	<p>《左欄記載施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「別表第1の1、2、3((1)の施設に限る。)、4((1)から(3)までの施設に限る。)、11((1)の施設に限る。)及び12に掲げる公共的施設」:官公庁の施設、社会福祉施設、病院又は診療所(患者の入院施設があるもの)、学校、自動車教習所、博物館等、地下街、公共用歩廊</li> <li>◆「用途面積が50㎡以上の同表の11((2)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」:用途面積50㎡以上の公衆便所</li> <li>◆「用途面積が300㎡以上の同表の4((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」:用途面積300㎡以上の集会場等</li> <li>◆「用途面積が500㎡以上の同表の3((2)の施設に限る。)、8((5)、(9)及び(11)の施設を除く。)及び11((3)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」:用途面積500㎡以上の診療所(患者の入院施設がないもの)、商業施設(コンビニエンスストア、キャパレー等、学習塾等を除く)、公衆浴場</li> <li>◆「用途面積が1,000㎡以上の同表の7、8((9)及び(11)の施設に限る。)、9((1)の施設に限る。)及び11((4)から(7)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設」:用途面積1,000㎡以上の宿泊施設、キャパレー等、学習塾等、共同住宅、劇場等、路外駐車場、展示場、運動施設</li> <li>◆「用途面積が1,000㎡以上で4階以上の階を有する同表の9((2)の施設に限る。)、10、11((8)の施設に限る。)及び13に掲げる公共的施設」:用途面積1,000㎡以上で4階以上の階を有する寄宿舎又は下宿、事務所、工場、複合施設</li> </ul> <p>●この基準は、移動等円滑化経路内のエレベーター及び乗降ロビーに適用される。</p> <p>→「移動等円滑化経路」:1 移動等円滑化経路(42頁)を参照  →図「□エレベーターの整備例」(70頁)を参照</p>	

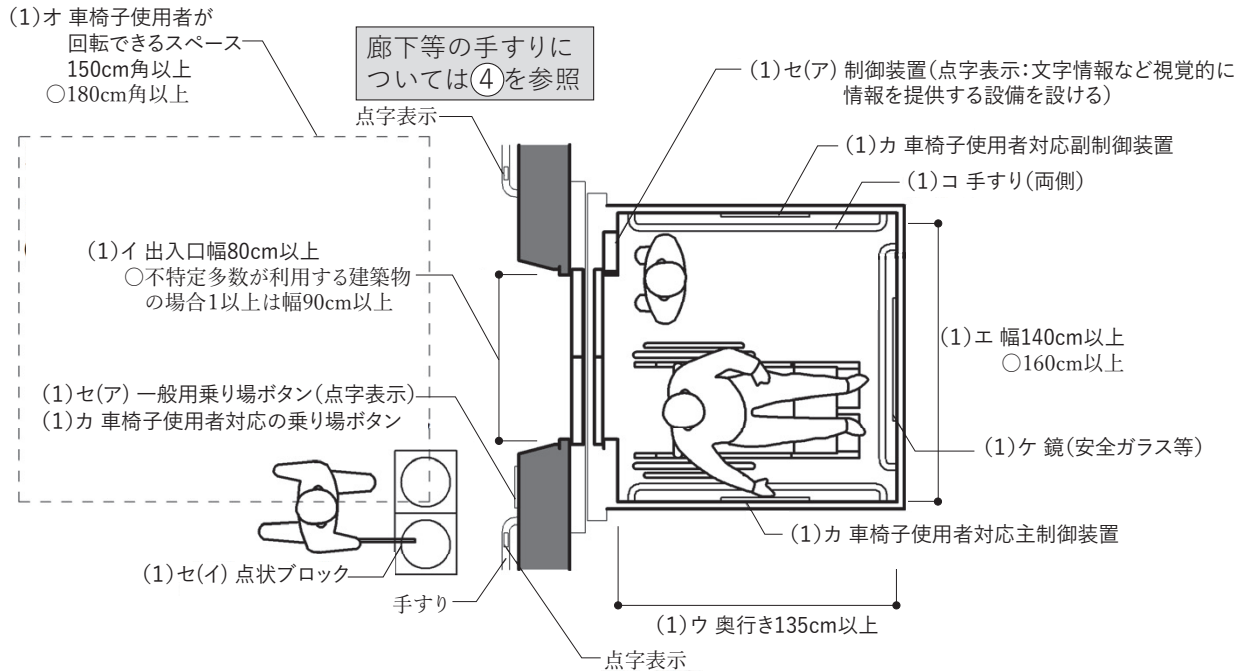
整備基準		解説	望ましい水準
ア 停止階	籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)は、利用居室、車椅子使用者用便房、乳幼児を同伴する者が当該乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房、車椅子使用者用駐車施設、住戸等又は乳幼児を同伴する者が授乳をすることができる場所及び当該乳幼児のおむつの取替えをすることができる設備を設けた施設(以下「乳幼児等用施設」という。)がある階及び地上階に停止すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●使用時の安全性確保や利便性等を考慮し、垂直移動はエレベーターで対応することを原則とし、利用者が目的の施設まで到達できるようにする。</li> <li>●利用居室、車椅子使用者用便房、乳幼児連れに配慮した設備がある便房、車椅子使用者用駐車施設、住戸等、乳幼児等用施設がある階と、地上階には、エレベーターを停止させること。</li> </ul>	
イ 出入口の幅	籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。	●幅80cmは、車椅子使用者が通過できる寸法	○不特定多数の者が利用する建築物の1以上のエレベーターの籠の出入口は幅90cm以上
ウ 籠の奥行き	籠の奥行きは、135cm以上とすること。		○奥行き150cm以上 ○移動等円滑化経路上以外のエレベーターの籠の奥行き135cm以上
エ 籠の幅	籠の幅は、140cm以上とすること。ただし、車椅子使用者及びその他の利用者が同時に利用できる籠を設ける場合は、この限りでない。	●車椅子使用者及びその他の利用者が同時に利用できる籠とは、幅105cm以上、奥行き152cm以上の寸法を有した籠形状のものとする。	○1以上のエレベーターの籠の幅160cm以上
オ 乗降ロビー	乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。		○乗降ロビーの幅及び奥行き180cm以上 ○屋外に面するエレベーターの出入口では、車椅子使用者は傘をさすことができないため、屋根、庇を設ける。
カ 制御装置	籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車椅子使用者対応の籠内の制御装置及び乗り場ボタンの設置高さは、床から100cm程度とする。</li> <li>→図「□エレベーター 籠内の制御装置仕様例」(71頁)を参照</li> </ul>	○縦列に配置する階数ボタンは、下から千鳥に配列する。 ○籠及び昇降路の出入口の戸の開閉時間を延長する機能を設ける。
キ 籠内の表示	籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。		○聴覚障害者等の利用に配慮し、籠内には緊急時等に情報提供を行う表示装置等を設ける。 ○過負荷(定員超過)の際に、ブザーによる報知がわかりにくい利用者もいるため、籠出入口の枠や籠正面壁等の見やすい位置での視覚的表示や、自動放送装置による案内をする。
ク 乗降ロビーの表示	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。		
ケ 鏡の設置	籠内に、戸の開閉状態等出入口の状況を確認することができる鏡を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●鏡の形状や設置位置は、車椅子使用者がバックで出る場合に出入口まわりの人や床が見やすいよう、籠入口の正面壁面の床上40cmから150cm程度の範囲に設ける。</li> <li>●鏡は、ステンレス製又は安全ガラス等、安全なものとする。</li> <li>●出入口が貫通型(スルー型)、直角2方向型及びトランク付型の籠の場合には、凸面鏡等でもよい。</li> </ul>	
コ 手すりの設置	籠内の左右両面の側板に、手すりを設けること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高さ75～85cm程度に設置すること。</li> <li>●握りやすい形状とすること。</li> </ul>	

整備基準		解説	望ましい水準
サ 籠内の音声装置	籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。	●スルー型の場合は、開閉する側の戸を音声で知らせる装置を設置すること。	
シ 音声装置	籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。		
ス 床面積の合計が2,000㎡以上の公共的施設における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、アからウまで、カ、キ及びケからシまでの規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、エレベーターが1の(1)の工からカまでに定める移動等円滑化経路に設けるものである場合は、この限りでない。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●この基準は、2,000㎡以上の公共的施設の移動等円滑化経路内のエレベーターに適用される。</li> <li>●乗降ロビーには、オ及びクの基準が適用される。</li> <li>●共同住宅等における道等から住戸等のみの階へ通じるエレベーター及び住戸等から車椅子使用者用便房・車椅子使用者用駐車施設までの移動等円滑化経路内のエレベーターを除く。</li> </ul>	
(ア) 籠の幅	籠の幅は、140cm以上とすること。ただし、別表第1の9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。)、13に掲げる公共的施設において、車椅子使用者及びその他の利用者が同時に利用できる籠を設ける場合は、この限りでない。	<<左欄記載施設>> ◆「別表第1の9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。)、13に掲げる公共的施設」：寄宿舎又は下宿、事務所、工場、複合施設 ----- →エ 参照	
(イ) 籠の構造	籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。		
セ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、アからスによるほか、次に定める構造とすること。ただし、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。		●この基準は、不特定多数が利用するエレベーター又は主に視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーに適用される。	
(ア) 点字表示	籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、次に掲げる方法のいずれかにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 ただし、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000㎡未満の同表の9((1)の施設に限る。)及び11((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあつては、この限りでない。 a 点字 b 文字等の浮き彫り c 音による案内 d aからcまでに掲げる方法に類するもの	<<左欄記載施設>> ◆「小規模施設」→2敷地内の通路(3)の解説(47頁)を参照 ◆別表第1の4((2)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設：自動車教習所、寄宿舎又は下宿、事務所、工場 ◆用途面積が2,000㎡未満の同表の9((1)の施設に限る。)及び11((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設：用途面積2,000㎡未満の共同住宅、路外駐車場 ----- ●乗り場ボタンへの点字表示は、立位で使用する乗り場ボタンに設ける。 ●乗り場ボタン等の操作ボタンへの点字表示は、ボタンの左側に設ける。 ●タッチセンサー式の乗り場ボタンは、視覚障害者には押したか否かの認知が難しく、誤って押す可能性があるため、使用しないこと。 ●点字による案内板だけでは、情報を読み取れる視覚障害者は少ないとされているため、読みやすいデザインや文字を浮き彫りにしたり、音声案内装置を付加すること。	

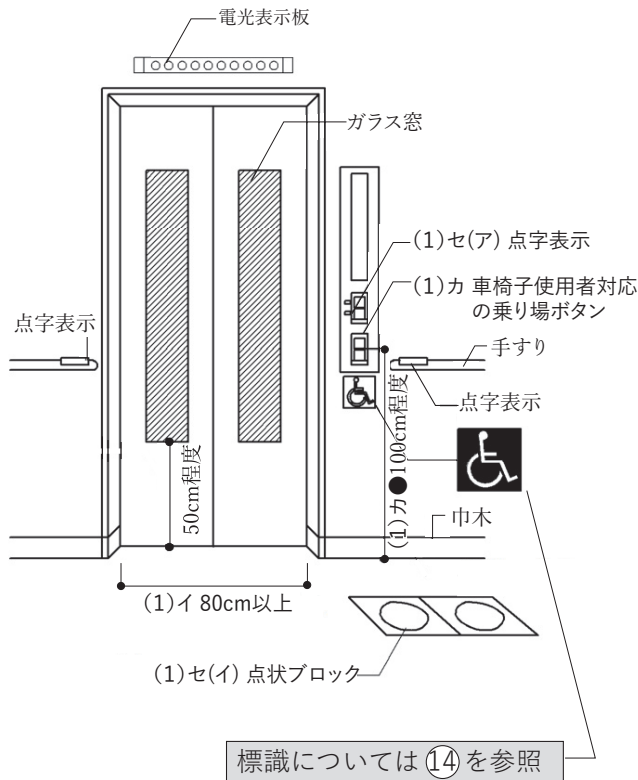
	整備基準	解説	望ましい水準
(イ) 点状ブロック等の敷設	<p>乗降ロビーに設ける制御装置に近接する廊下等(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>ただし、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る。)、9、10及び11((5)及び(8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。</p>	<p>《左欄記載施設》</p> <p>◆「小規模施設」→2敷地内の通路(3)の解説(47頁)を参照</p> <p>◆「別表第1の4((2)の施設に限る。)、9、10及び11((5)及び(8)の施設に限る)に掲げる公共的施設」：自動車教習所、共同住宅等、事務所、路外駐車場、工場</p> <hr/> <p>●エレベーターの制御装置前に敷設する点状ブロックの位置は、制御装置から30cm程度離れた箇所とすること。</p> <p>→点状ブロックの形状、色、材質等については、3出入口(2)エの解説(51頁)を参照</p>	
(2) (1)に該当する公共的施設以外の公共的施設にあっては、移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、(1)に定める構造とするよう努めること。		<p>●(1)の対象施設以外の施設においても、移動等円滑化経路内のエレベーター及び乗降ロビーは、(1)の整備基準に適合するよう努めること。</p>	
(3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第18条第2項第6号に規定する移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、同号の規定による車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。		<p>●使用者が単独で安全に操作できる構造とすること。</p> <p>●乗降スペースの広さは、車椅子が転回できる150cm角以上とすること。</p> <p>→図「□段差解消機の構造の例」(72頁)を参照</p>	
(4) 利用者の利用に供するエスカレーターを設ける場合には、くし板をステップ部と区別しやすい色とすること。ただし、小規模施設並びに別表第1の4((2)の施設に限る。)及び9、10及び11((5)及び(8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、くし板をステップ部と区別しやすい色にするよう努めること。		<p>《左欄記載施設》</p> <p>◆「小規模施設」→2敷地内の通路(3)の解説(47頁)を参照</p> <p>◆「別表第1の4((2)の施設に限る。)及び9、10及び11((5)及び(8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：自動車教習所、共同住宅等、事務所、路外駐車場、工場</p> <hr/> <p>●エスカレーターを設ける場合は、くし板とステップ部との色の明度、色相又は彩度の差を大きくして、段を容易に識別できるようにすること。</p> <p>→図「□エスカレーターの整備例」(73頁)を参照</p>	<p>○くし板の水平部分は3枚程度とし、定常段差まで5枚程度とする。</p> <p>○移動手すりの先端はくし板から70cm程度</p> <p>○固定手すりの長さは移動手すりの先端から100cm以上</p> <p>○エスカレーターの始末端部では、音声等により視覚障害者等へ注意を喚起する。</p> <p>○逆乗り防止のセンサーを設ける。</p>

□エレベーターの整備例

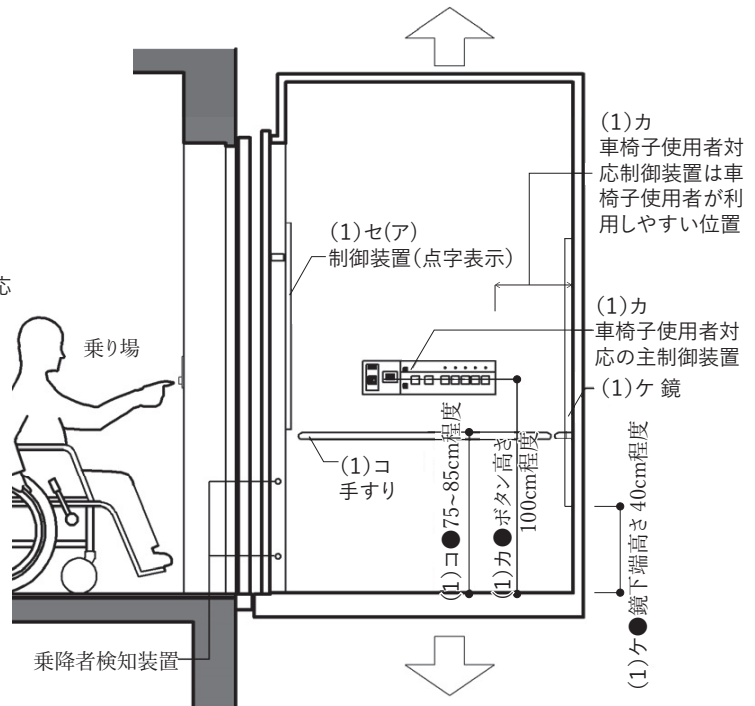
■平面図



■エレベーター出入口(乗り場)

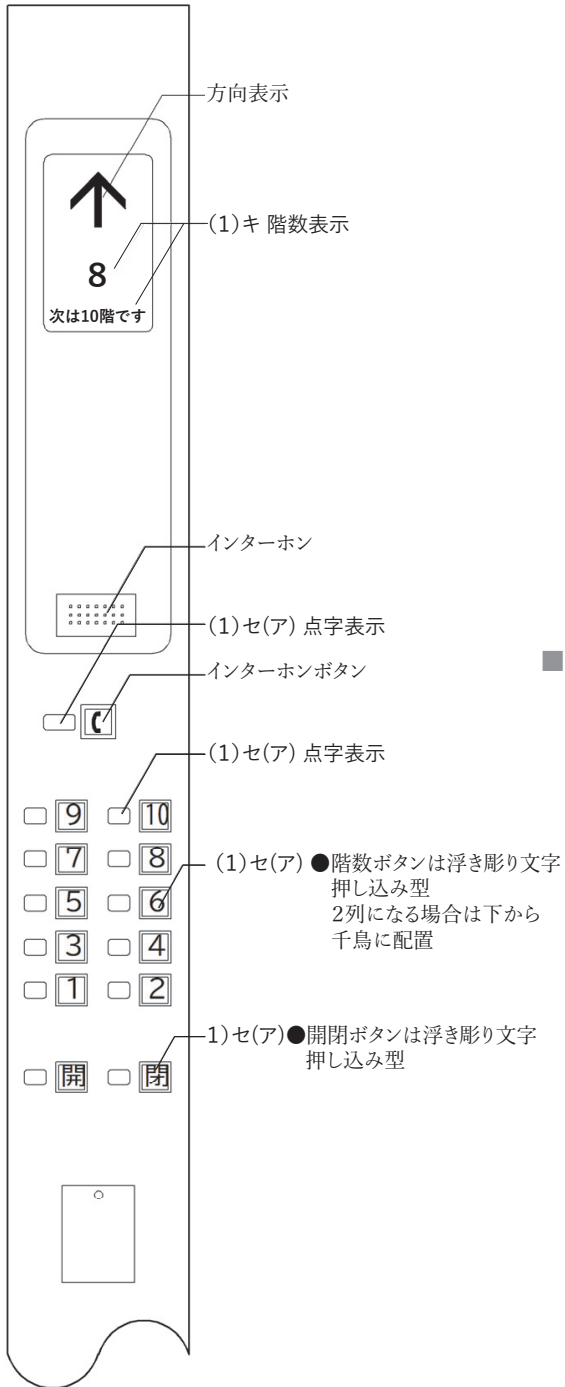


■籠内の断面図

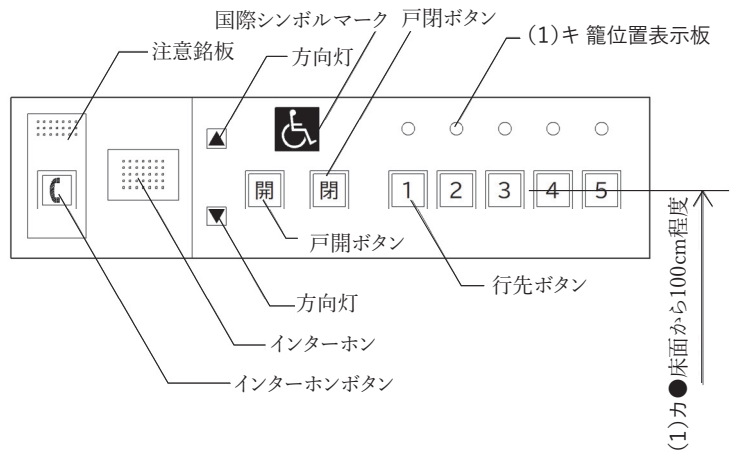


資料：上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3〔2021〕年3月）」（国土交通省）p2-100、102を加工して作成

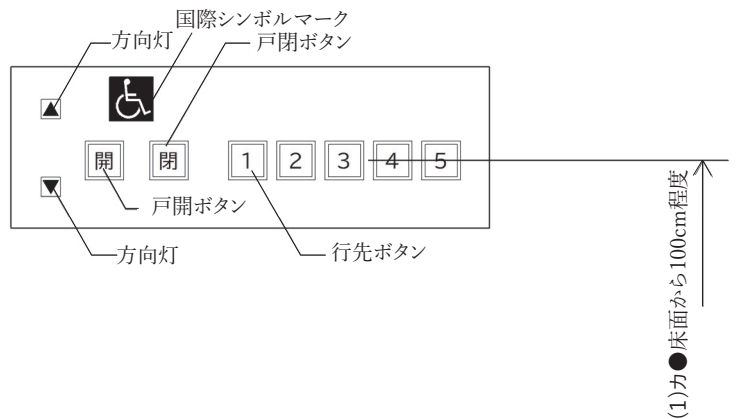
■縦型制御装置



■車椅子利用者対応主制御装置



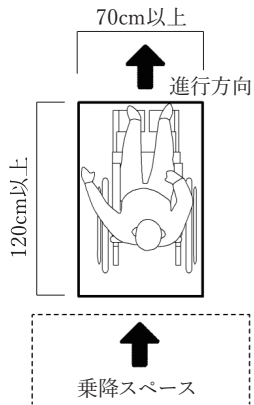
■車椅子利用者対応副制御装置



資料：上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3〔2021〕年3月）」（国土交通省）p 2-104を加工して作成

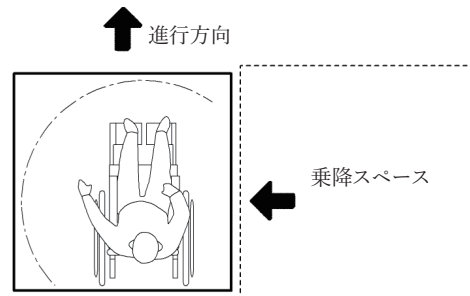
□段差解消機の構造の例

■定員1名の籠(直線形式の場合)



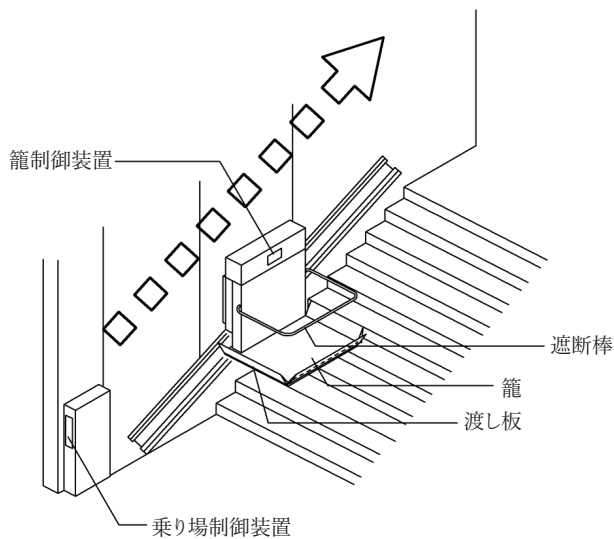
(3) ●車椅子利用者が転回できるスペース  
150cm角以上

■定員1名の籠(90°の転回形式の場合)



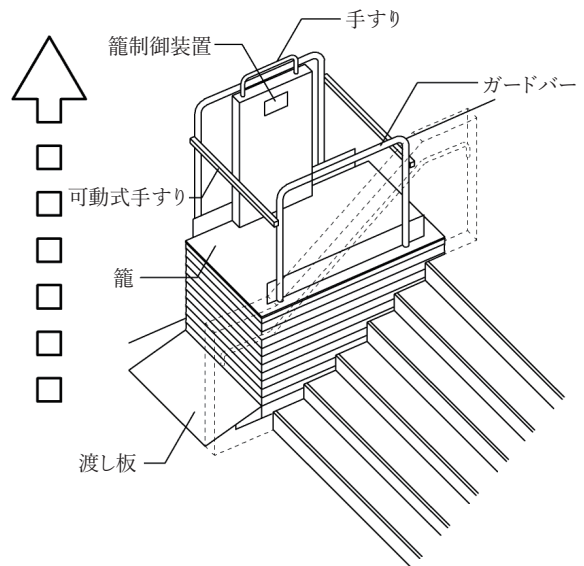
(3) ●車椅子利用者が転回できるスペース  
150cm角以上

■斜行型



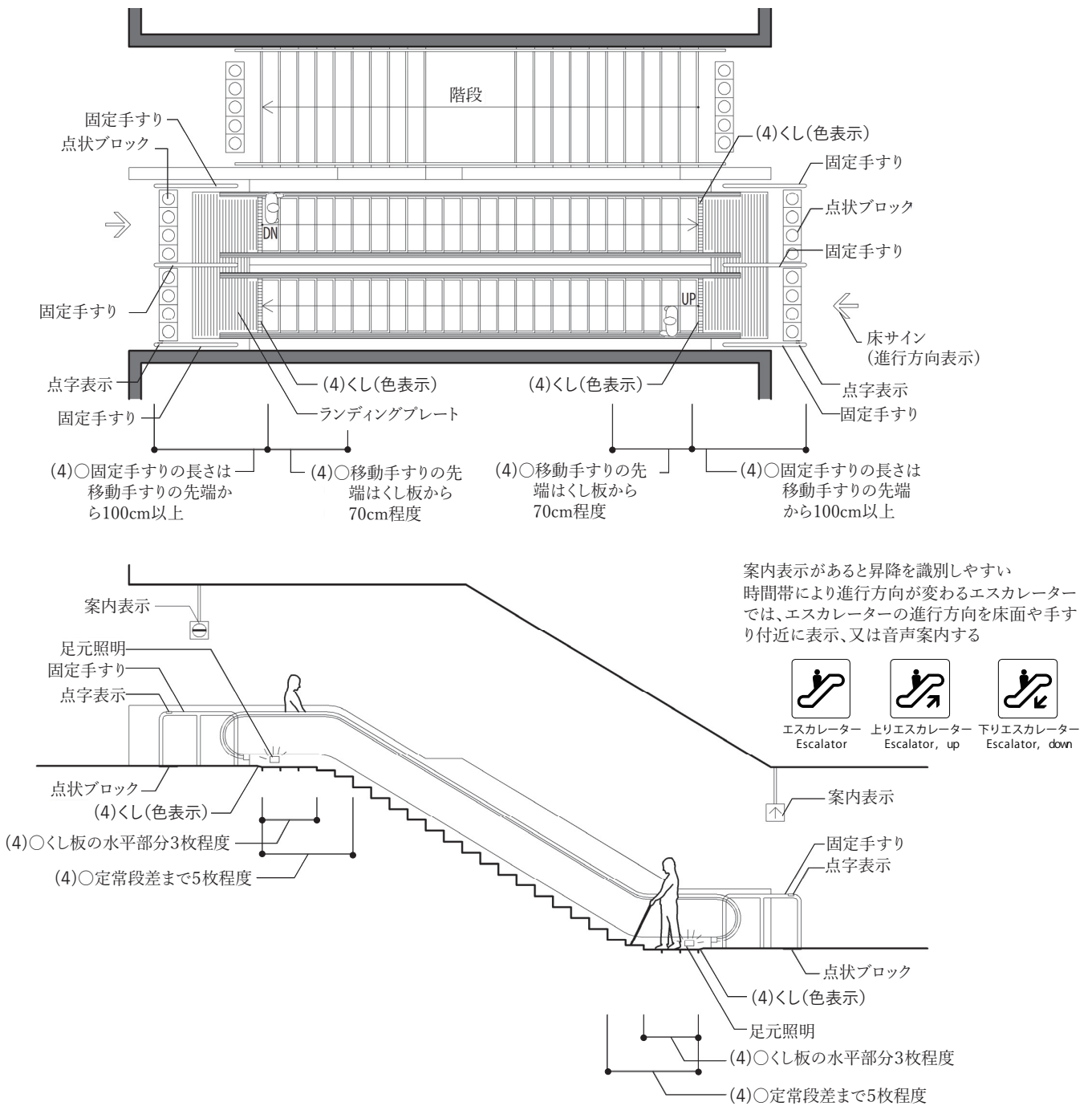
※障害物検知装置を設置した場合には、  
壁又は囲いは設けなくてよい

■鉛直型



資料：上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3〔2021〕年3月）」（国土交通省）p 2-242~243  
を加工して作成

□エスカレーターの整備例



資料：上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3〔2021〕年3月）」（国土交通省） p 2-108を加工して作成  
出典：「標準案内用図記号」（公財）交通エコロジー・モビリティ財団